

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年10月12日

横浜市契約事務受任者
中区長 直井 ユカリ

- 1 契約の概要
市営地下鉄関内駅9番出口シャッター応急修理
- 2 履行(納品)場所
中区常磐町4丁目54地先
- 3 契約日
令和元年7月1日
- 4 履行日又は履行期間
令和元年7月31日
- 5 契約金額
¥500,364.-
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市港北区新横浜2-5-5 住友不動産新横浜ビル4F
三和シャッター工業株式会社首都圏メンテナンス第四支店
支店長 鈴木 淳一
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
市営地下鉄関内駅9番出口のシャッターが第三者により破損され、地下鉄利用者が別出口へ迂回しなければならない状況であり、早期復旧が必要な状況であったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
破損したシャッターの製造メーカーであることから、最短で復旧が可能であるため。
- 9 所管課
中区中土木財務所